ご存知でしたか？

医療福祉費支給制度（マル福）の支給対象者を中学３年生まで拡大

健康保険で医療機関などにかかった医療費の一部負担金を助成する医療福祉費支給制度（マル福）。この制度は、医療費の経済的負担の軽減や健康の保持増進を図ることを目的としています。当市では、１月１日から支給対象者を中学３年生まで拡大しました。申請がお済みでない方は、必要書類を持参のうえ申請窓口で手続きしてください。

問国保年金課 ☎内線 3543

⊙制度改正の内容

	平成 24 年 12 月 31 日まで	平成 25 年１月１日から
対象者	乳児から小学３年生まで （９歳に達する最初の３月 31 日まで）	乳児から中学３年生まで （15 歳に達する最初の３月 31 日まで）
所得制限	あり	あり
自己負担金	医療機関毎 外来・・・１日 600 円（月２回まで） 入院・・・１日 300 円（月 3,000 円まで） 調剤・・・自己負担なし 【乳児から小学３年生まで】 外来自己負担金助成あり	医療機関毎 外来・・・１日 600 円（月２回まで） 入院・・・１日 300 円（月 3,000 円まで） 調剤・・・自己負担なし 【乳児から小学３年生まで】 外来自己負担金助成あり 【小学４年生から中学３年生まで】 外来自己負担金助成はありません

⊙所得制限

扶養親族数	児童の父・母			扶養義務者
	所得制限額	うち老人控除対象配偶者または扶養親族数		
		１人	２人	
０人	401 万円	－	－	1,000 万円
１人	431 万円	437 万円	－	
２人	461 万円	467 万円	473 万円	

⊙対象となる医療費

保険医療が適用された医療費が助成の対象です。ただし、健康保険が適用されない健康診断や予防接種、文書料、入院時の食事代などは、助成の対象になりません。

⊙申請窓口　国保年金課（千代田公民館講堂）・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所

⊙必要書類　①健康保険証の写し（対象者）　②印鑑
③転入の方は、父と母の所得証明または課税（非課税）証明書
※総所得、扶養人数、所得控除が記載されているもの
※対象者の誕生月で判定する所得の年度が違いますので、詳しくは問い合わせください。

新制度開始!!

小規模工事等契約希望者登録制度を開始します

市発注の小規模の建設工事について、入札参加資格審査申請していない事業者（法人や個人事業主）にも受注機会を与えるもので、必要書類を提出することにより、受注者決定のための見積もり合わせの際に、指名対象となります。

問検査管財課 ☎内線 1513

対象工事　設計価格（税込）30 万円未満の建設工事

申請対象者　市内に本店を有する法人または個人事業主で、入札参加資格審査申請（建設工事）を申請していない方

必要書類　❶小規模工事等契約希望者登録申請書　❷市税の納税証明書
❸希望する業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し
※❶は、市ＨＰからダウンロード、または総務部検査管財課（千代田庁舎）窓口でお受け取りください。

申請受付期間　3月1日～3月29日（土日・祝祭日を除く）

申請方法　郵送、または持参してください。

有効期限　５月１日～平成 27 年４月 30 日　※ ２年間ごとに更新申請が必要になります。

※本制度は必ずしも指名されることを保障するものではありません。また、既に平成 25・26 年度入札参加資格審査申請を完了している方につきましては、従来どおり小規模の建設工事についても指名対象となります。

子どもたちを守ろう!!

目を向けよう 困っている子がいます ～虐待防止にご協力ください～

児童虐待は、社会全体で解決しなければならない重要な問題であり、当市においても例外ではありません。

当市では、市独自で虐待防止のロゴマークを決定し、缶バッジを作成しました。その缶バッジを「虐待防止」の広報・啓発活動に使用しています。まだ缶バッジの数に余裕があります。活動にご協力いただける方は、ぜひ問い合わせください。

問子ども福祉課 ☎内線 3573

缶バッジに描かれている虐待防止ロゴマークは岩瀬涼果さん（市内）の作品です。市全体で虐待に対する意識を高め、虐待から子どもたちを守りましょう。

⊙市内児童虐待相談状況

	件数の推移	種類別			
	虐待相談	身体的	ネグレクト	性的	心理的
19 年度	15	5	3	0	7
20 年度	27	4	8	0	15
21 年度	0	0	0	0	0
22 年度	12	2	2	1	7
23 年度	12	3	4	0	5